

福島医発第2726号
平成30年 1月31日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

ワクチン類等の添付文書等の記載要領について

ワクチン類、トキソイド類、抗毒素及び検査に用いる生物学的製剤（以下「ワクチン類等」という。）の添付文書等の記載要領については、「ワクチン類等の添付文書の記載要領について」（平成11年1月13日付け医薬発第20号厚生省医薬安全局長通知）及び「ワクチン類等の接種（使用）上の注意記載要領について」（平成11年1月13日付け医薬発第21号厚生省医薬安全局長通知）（以下合わせて「旧局長通知」という。）により、適切な運用について努められてきたところです。

今般、平成29年7月11日付福島医発第1023号（地）にてご案内した「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」（平成29年6月8日付け薬生発0608第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）が通知されたことから、ワクチン類及びトキソイド類の添付文書等について、別添のとおり、「ワクチン類及びトキソイド類の添付文書等の記載要領」（以下「本記載要領」という。）が定められました。また、抗毒素及び検査に用いる生物学的製剤については医療用医薬品の添付文書等の記載要領（以下「医療用医薬品記載要領」という。）に従うこととされた旨、厚生労働省医薬・生活衛生局長より日本医師会を通して連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに下記の点について留意いただくよう貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1 ワクチン類等の添付文書等の取扱い

（1）ワクチン類及びトキソイド類について

次の①及び②に従って記載すること。

①別添に示す本記載要領。

②「生物由来製品の添付文書に記載すべき事項について」（平成15年5月15日付け医薬発第0515005号厚生労働省医薬局長通知）及び「添付文書等における「製法の概要」の項の記載について」（平成29年12月27日付け薬生発1227第10号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）。

(2) 抗毒素及び検査に用いる生物学的製剤（ただし、体外診断薬は除く）について次の①及び②に従って記載すること。

① 医療用医薬品記載要領。（ただし、「16.薬物動態」及び「19.有効成分に関する理化学的知見」については、当分の間、記載を要しない。）

② 「生物由来製品の添付文書に記載すべき事項について」（平成15年5月15日付け医薬発第0515005号厚生労働省医薬局長通知）及び「添付文書等における「製法の概要」の項の記載について」（平成29年12月27日付け薬生発1227第10号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）。

2 実施時期

2019（平成31）年4月1日から適用する。ただし、平成31年4月1日時点で既に承認されている医薬品の添付文書及び承認申請中の医薬品の添付文書（案）については、2024年3月31日までにできるだけ速やかに本記載要領に基づいた改訂を行うこと。

3 既存の通知の廃止

旧局長通知は廃止し、本通知の内容をもって代える。

日医発第 954 号（法安 148）

平成 30 年 1 月 18 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会

会長 横倉 義武

ワクチン類等の添付文書等の記載要領について

ワクチン類、トキソイド類、抗毒素及び検査に用いる生物学的製剤（以下「ワクチン類等」という。）の添付文書等の記載要領については、「ワクチン類等の添付文書の記載要領について」（平成 11 年 1 月 13 日付け医薬発第 20 号厚生省医薬安全局長通知）及び「ワクチン類等の接種（使用）上の注意記載要領について」（平成 11 年 1 月 13 日付け医薬発第 21 号厚生省医薬安全局長通知）（以下合わせて「旧局長通知」という。）により、適切な運用について努められてきたところです。今般、平成 29 年 6 月 21 日付 日医発第 315 号（法安 41）文書にてご案内した「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」（平成 29 年 6 月 8 日付け薬生発 0608 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）が通知されたことから、ワクチン類及びトキソイド類の添付文書等について、別添のとおり、「ワクチン類及びトキソイド類の添付文書等の記載要領」（以下「本記載要領」という。）が定められました。また、抗毒素及び検査に用いる生物学的製剤については医療用医薬品の添付文書等の記載要領（以下「医療用医薬品記載要領」という。）に従うこととされた旨、厚生労働省医薬・生活衛生局長より本会宛連絡がありました。

つきましては、下記の点について留意いただきたく、貴会管下会員への周知方に特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 ワクチン類等の添付文書等の取扱い

（1）ワクチン類及びトキソイド類について

次の①及び②に従って記載すること。

① 別添に示す本記載要領。

② 「生物由来製品の添付文書に記載すべき事項について」（平成 15

年 5 月 15 日付け医薬発第 0515005 号厚生労働省医薬局長通知) 及び「添付文書等における「製法の概要」の項の記載について」(平成 29 年 12 月 27 日付け薬生発 1227 第 10 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)。

(2) 抗毒素及び検査に用いる生物学的製剤(ただし、体外診断薬は除く)について

次の①及び②に従って記載すること。

- ① 医療用医薬品記載要領。(ただし、「16.薬物動態」及び「19.有効成分に関する理化学的知見」については、当分の間、記載を要しない。)
- ② 「生物由来製品の添付文書に記載すべき事項について」(平成 15 年 5 月 15 日付け医薬発第 0515005 号厚生労働省医薬局長通知) 及び「添付文書等における「製法の概要」の項の記載について」(平成 29 年 12 月 27 日付け薬生発 1227 第 10 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)。

2 実施時期

2019 (平成 31) 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 31 年 4 月 1 日時点で既に承認されている医薬品の添付文書及び承認申請中の医薬品の添付文書(案)については、2024 年 3 月 31 日までにできるだけ速やかに本記載要領に基づいた改訂を行うこと。

3 既存の通知の廃止

旧局長通知は廃止し、本通知の内容をもって代える。

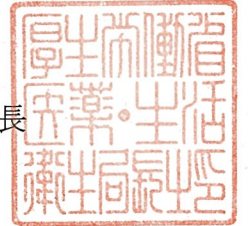
以上



平成 29 年 12 月 27 日
薬生発 1227 第 9 号

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長



ワクチン類等の添付文書等の記載要領について

標記につきまして、別添写しのとおり、各都道府県知事あてに通知しました
ので、お知らせいたします。



薬生発 1227 第 7 号
平成 29 年 12 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

ワクチン類等の添付文書等の記載要領について

ワクチン類、トキソイド類、抗毒素及び検査に用いる生物学的製剤（以下「ワクチン類等」という。）の添付文書等の記載要領については、「ワクチン類等の添付文書の記載要領について」（平成 11 年 1 月 13 日付け医薬発第 20 号厚生省医薬安全局長通知）及び「ワクチン類等の接種（使用）上の注意記載要領について」（平成 11 年 1 月 13 日付け医薬発第 21 号厚生省医薬安全局長通知）（以下合わせて「旧局長通知」という。）により、適切な運用について努めてきたところです。今般、「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」（平成 29 年 6 月 8 日付け薬生発 0608 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）が通知されたことから、ワクチン類及びトキソイド類の添付文書等について、別添のとおり、「ワクチン類及びトキソイド類の添付文書等の記載要領」（以下「本記載要領」という。）を定めました。また、抗毒素及び検査に用いる生物学的製剤については医療用医薬品の添付文書等の記載要領（以下「医療用医薬品記載要領」という。）に従うこととしました。つきましては、下記の点に御留意の上、貴管下関係業者、団体等に対し周知徹底を図るとともに、ワクチン類等の添付文書等に関する指導につき、格段の御配慮をお願いします。

なお、本通知の写しを別記の関係各団体の長あてに発出することとしているので申し添えます。

記

- 1 ワクチン類等の添付文書等の取扱い
(1) ワクチン類及びトキソイド類について

次の①及び②に従って記載すること。

① 別添に示す本記載要領。

② 「生物由来製品の添付文書に記載すべき事項について」（平成 15 年 5 月 15 日付け医薬発第 0515005 号厚生労働省医薬局長通知）及び「添付文書等における「製法の概要」の項の記載について」（平成 29 年 12 月 27 日付け薬生発 1227 第 10 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）。

（2）抗毒素及び検査に用いる生物学的製剤（ただし、体外診断薬は除く）について

次の①及び②に従って記載すること。

① 医療用医薬品記載要領。（ただし、「16. 薬物動態」及び「19. 有効成分に関する理化学的知見」については、当分の間、記載を要しない。）

② 「生物由来製品の添付文書に記載すべき事項について」（平成 15 年 5 月 15 日付け医薬発第 0515005 号厚生労働省医薬局長通知）及び「添付文書等における「製法の概要」の項の記載について」（平成 29 年 12 月 27 日付け薬生発 1227 第 10 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）。

2 実施時期

2019（平成 31）年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 31 年 4 月 1 日時点で既に承認されている医薬品の添付文書及び承認申請中の医薬品の添付文書（案）については、2024 年 3 月 31 日までにできるだけ速やかに本記載要領に基づいた改訂を行うこと。

3 既存の通知の廃止

旧局長通知は廃止し、本通知の内容をもって代える。

以上

ワクチン類及びトキソイド類の添付文書等の記載要領

1. 別に定めがある場合を除き、「医療用医薬品添付文書の記載要領について」（平成 29 年 6 月 8 日薬生発 0608 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知、以下「医療用医薬品添付文書記載要領」という。）に準じること。
2. 注意事項の用語は、原則として予防接種法とその関連法規に準ずるものとし、医療用医薬品添付文書記載要領における「禁忌」は「接種不相当者」、「合併症・既往歴等のある患者」は「接種要注意者」、「投与」は「接種」、「副作用」は「副反応」、「患者」は「接種を受ける者」又は「者」に、それぞれ読み替えて記載すること。
3. 記載項目及び記載順序については、医療用医薬品添付文書記載要領中の左欄の部分を実欄で読み替えること。

医療用医薬品添付文書記載要領	本記載要領での読み替え
2. <u>禁忌（次の患者には投与しないこと）</u>	2. <u>接種不相当者（予防接種を受けることが適当でない者）</u>
9. 特定の背景を有する <u>患者</u> に関する注意 9.1 <u>合併症・既往歴等のある患者</u> 9.2 <u>腎機能障害患者</u> 9.3 <u>肝機能障害患者</u>	9. 特定の背景を有する <u>者</u> に関する注意 9.1 <u>接種要注意者（接種の判断を行うに際し、注意を要する者）</u> 9.2 <u>腎機能障害を有する者</u> 9.3 <u>肝機能障害を有する者</u>
11. <u>副作用</u> 11.1 <u>重大な副作用</u> 11.2 <u>その他の副作用</u>	11. <u>副反応</u> 11.1 <u>重大な副反応</u> 11.2 <u>その他の副反応</u>
13. <u>過量投与</u>	13. <u>過量接種</u>

4. 「9.1 接種要注意者（接種の判断を行うに際し、注意を要する者）」については、接種を受ける者の症状、合併症、既往歴、家族歴、遺伝的素因等からみて、他の者と比べて、接種適否の判断を行うに際し、特に注意が必要な場合に、この旨を記載した上で、該当する者を列挙すること。

また、「9.2 腎機能障害を有する者」から「9.8 高齢者」に該当する場合であっても、接種適否の判断を行うに際し、特に注意を要する場合は、「9.1 接種

要注意者（接種の判断を行うに際し、注意を要する者）」に記載し、「9.2 腎機能障害を有する者」から「9.8 高齢者」には、接種要注意者である旨を記載すること。

5. 「14. 適用上の注意」については、「予防接種実施規則」（昭和 33 年 9 月 17 日厚生省令第 27 号）及び「定期接種実施要領」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知の別添）に規定されている事項に準拠し、接種経路、剤形、注射速度、接種部位、調製方法、接種を受ける者への指導事項など、適用に際して必要な注意事項を記載すること。

6. 「16. 薬物動態」及び「19. 有効成分に関する理化学的知見」については、当分の間、記載を要しないこと。

(別記)

公益社団法人日本医師会

公益社団法人日本歯科医師会

公益社団法人日本薬剤師会

一般社団法人日本病院薬剤師会

独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全第一部

独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全第二部

日本製薬団体連合会

日本製薬工業協会

米国研究製薬工業協会在日執行委員会

欧州製薬団体連合会

日本ジェネリック製薬協会

日本漢方生薬製剤協会

日本生薬連合会

一般社団法人日本 CRO 協会

一般社団法人日本ワクチン産業協会